



中日新聞東京本社
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号
〒100-8505 電話 03(6910)2211

安全保障関連法の成立から一
年。「道徳立法」の疑いは消え
ず、既成事実だけが進む。戦
後日本の平和主義とは何か。そ
の原点に立ち返るべきである。

与野党議員が入り乱れる混乱の
中、安倍政権が委員会採決を強行
し、昨年九月十九日に「成立」し
たと強弁する安保関連法。今年三
月に施行され、参院選後の八月に
は自衛隊が、同法に基づき「新たな
任務に関する訓練を始めた。
政権は既成事実を積み重ねよう
としているのだが、その土台
が揺らいでいけば、いつかは崩れ
てしまう。その土台とは当然、日
本国憲法である。

他衛認めぬ政府解釈

七月の参院選では、安保関連法
の廃止と立憲主義の回復を訴えた
民進、共産両党など野党側を、自
民、公明両党の与党側が圧倒した
が、そのことをもって、安保関連

2016・9・20

社説

法の合憲性が認められたと考える
のは早計だろう。

同法には、「数の力」を理由と
して見過ごすわけにはいかない違
憲性があるからだ。

安保関連法には、武力で他国を
守ったり、他国同士の戦争に参加
する「集団的自衛権の行使」に該
当する部分が盛り込まれている。
安倍内閣が二〇一四年七月一日
の閣議決定に基づいて

自ら認めたものだが、
歴代内閣が長年にわた
って憲法違反との立場
を堅持してきた「集団
的自衛権の行使」を、
なぜ「内閣の判断で合
憲とする」ことができるのか。

憲法の法的安定性を損ない、戦
後日本が貫いてきた安保政策の根
幹をゆがめる。この批判は免れま
い。成立から二年がたっても、多
くの憲法学者や専門家が、安保関
連法を「憲法違反」と指摘し続け
るのは当然である。

現行憲法がなぜ集団的自衛権の
行使を認めているとは言えないの
か、あらためて検証してみたい。

血肉と化す専守防衛

戦後制定された日本国憲法は九
条で、戦争や武力の行使、武力に
よる威嚇について、国際紛争を解
決する手段としては永久に放棄す
ることを定めている。

ある自衛隊を持つには至ったが、
自衛権の行使は、日本防衛のため
の必要最小限の範囲にとどめる
「専守防衛」を貫いてきた。

自国と密接な関係にある外国に
対する武力攻撃を、自国が直接攻
撃されないにもかかわらず、
実力で阻止する集団的自衛権につ
いては、主権国家として有してい
るが、その行使は専守防衛の範

しかし、安倍内閣は日本が直接
攻撃されていなくても「わが国の
存立が脅かされ、国民の生命、自由
および幸福追求の権利が根底から
覆される明白な危険がある場合」
には集団的自衛権の行使が可能だ
と、憲法を読み替えてしまった。

その根拠とするのが、内閣法制
局が一九七二年十月十四日に参院
決算委員会に提出した資料「集団
的自衛権と憲法との関
係」だ。
安倍内閣は、自衛権
行使の要件として挙げ
ている「外国の武力攻
撃」の対象から「わが
国」が抜けていること
に着目。攻撃対象が他国であって
も、自衛権を行使できる場合があ
ると解釈し、「法理としてはま
に(七二年)当時から含まれてい
る」(横倉裕介内閣法制局長官)
と強弁している。

違憲性は拭い去れない

安保法成立1年

これは、日本国民だけで二百十
万人の犠牲を出し、交戦国にとど
まらず、近隣諸国にも多大な犠牲
を強いた先の大戦に対する痛切な
反省に基づいて、国際的な宣言を言
っただけだろう。

その後、日米安全保障条約で米
軍の日本駐留を認め、実力組織で
日本の「国のかたち」でもある。

安倍政権は、自民党が悲願とし
てきた憲法改正に向けて、衆参両
院に置かれた憲法審査会での議論
を加速させたい意向のようだが、
政府の恣意的な憲法解釈を正すこ
とが先決だ。与野党ともに「憲法
の危機」を直視すべきである。

国会での長年にわたる議論を経
て確立した政府の憲法解釈には重
みがあり、一内閣による恣意的な
解釈が認められないのは当然だ。
それを許せば、国民が憲法を通じ
て権力を律する立憲主義は根底か
ら覆る。安倍内閣の手法は、歴史
の検証には到底、耐えられない。
憲法の危機直視せよ
日本の安保政策を、専守防衛と
いう本来の在り方に戻すには、集
団的自衛権の行使を認めた閣議決
定を撤回し、安保関連法を全面的
に見直す必要がある。